

大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年大分市規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「廃棄物」、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」とは、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条に規定する廃棄物、一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

2 この規則において「家庭廃棄物」、「事業系廃棄物」又は「事業系一般廃棄物」とは、それぞれ条例第2条第2項に規定する家庭廃棄物、事業系廃棄物又は事業系一般廃棄物をいう。

3 この規則において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。

(平12規則120・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第3条 条例第10条第1項の規定による指定を受けたごみ減量推進事業所の所有者又は管理者(以下「ごみ減量推進事業者」という。)は、同条第2項の規定により当該ごみ減量推進事業所から排出される事業系廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

2 ごみ減量推進事業者は、前項の届出に変更があった場合には、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届により市長に届け出なければならない。

(ごみ減量推進事業所における減量の計画)

第4条 条例第10条第3項の規定による事業系廃棄物の減量に関する計画書は、年度(4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。)ごとに作成し、廃棄物の減量に関する計画書(様式第2号)により毎年5月31日までに提出しなければならない。

(一般廃棄物処理の届出)

第5条 条例第20条の規定による届出は、一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物又は犬、ねこ等の死体の収集を受けようとする者については一般廃棄物の臨時収集に関する届出書(様式第3号)、し尿の収集を受けようとする者についてはし尿の収集に関する届出書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の規定は、し尿の収集に係る変更又は取消しについて準用する。

(平9規則9・平24規則11・一部改正)

(市長が指定する家庭廃棄物の一時的集積場所)

第5条の2 条例第21条の2第1項に規定する家庭廃棄物の一時的集積場所に係る市長の指定は、家庭廃棄物の一時的集積場所のうち再利用の可能な廃棄物の一時的集積場所であるものについて行うものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その位置を示した図面を作成し、一般の閲覧に供するとともに、当該指定をした一時的集積場所にその旨を表示するものとする。

(平24規則51・全改)

(収集又は運搬を禁止する廃棄物)

第5条の3 条例第21条の2第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 缶
- 瓶
- ペットボトル
- プラスチック製の容器及び包装
- 新聞紙、ちらしその他紙類
- 布類
- 小型電気電子機器
- 金属類

(平24規則11・追加、平24規則35・旧第5条の2繰下)

(調査)

第5条の4 市長は、条例第21条の2第1項の規定に違反した者について必要があると認めるときは、官公署又は関係機関に対し参考となるべき資料等の閲覧、提供その他の協力を求め、調査するものとする。

(平24規則35・追加)

(収集又は運搬の禁止命令)

第5条の5 条例第21条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書(様式第5号)により行うものとする。

(平24規則11・追加、平24規則35・旧第5条の3繰下)

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第6条 条例第23条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- 一般廃棄物処理計画に従い、適正な分別がなされたものを搬入すること。
- 条例第19条第1項第1号から第5号までに掲げるものその他処理施設に支障をきたすものを搬入しないこと。
- 運搬車等は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講ずること。
- 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、処理施設における事業系一般廃棄物の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市が処分する産業廃棄物の範囲)

第7条 条例第24条に規定する一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物は、脱水汚泥(市の終末処理場から生じた汚泥であって、脱水したものをいう。)とする。

(平14規則67・平17規則57・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第8条 条例第25条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)のうち条例別表第1に規定するものは、次の表に定めるところにより徴収する。ただし、一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物の処理及び犬、ねこ等の死体の処理に係る手数料については、納入通知書を発するときは当該納入通知書を発した日から起算して10日を経過した日を納期限として徴収し、納入通知書を発しないときはその都度徴収する。

期別	期間	納期限
第1期	3月から5月まで	6月30日
第2期	6月から8月まで	9月30日
第3期	9月から11月まで	翌年1月4日
第4期	12月から翌年2月まで	翌年3月31日

2 前項の規定により徴収する一般廃棄物処理手数料の納期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

3 一般廃棄物処理手数料のうち条例別表第2に規定するものは、指定収集袋(条例第19条の2)に規定する指定収集袋をいう。以下同じ。)を交付する際に徴収する。

(平26規則25・一部改正)

(徴収の始期等)

第9条 前条第1項本文の規定により徴収する一般廃棄物処理手数料は、収集を開始した日の属する月分から転出その他の理由によって最後に収集をした日の属する月分まで徴収する。

2 人員若しくは収集回数の変更又は収集の取消しに伴う前項の一般廃棄物処理手数料の額の変更は、当該人員等の変更又は収集の取消しの生じた日の属する月の翌月分から行うものとする。

(平9規則9・平26規則25・一部改正)

(手数料の減免)

第10条 条例第26条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免(条例別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料に係るものに限る。)は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき生活扶助を受けている者 免除
- 天災その他の災害を受けた者であって、減免の必要があると市長が認めたもの 免除又は減額
- 前2号に規定するもののほか、市長が特に減免の必要があると認めた者 免除又は減額

2 前項の一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号に該当する者であって、特に市長が認める場合は、この限りでない。

3 条例第26条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免(条例別表第2に規定する一般廃棄物処理手数料に係るものに限る。)は、次に掲げる者に対して行うものとする。

- 生活保護法に基づき生活扶助を受けている者
- 3歳未満の乳幼児を養育する者
- 日常生活において常時紙おむつ等を使用する必要があると市長が認めた者
- 前各号に規定する者のほか、市長が特に減免の必要があると認めた者

4 市長は、前項の一般廃棄物処理手数料の減免を行うときは、郵送その他市長が適当と認める方法により、当該減免を受ける者に別に定める数の指定収集袋を交付するものとする。

5 第3項の一般廃棄物処理手数料の減免に係る手続は、市長が別に定める。

(平26規則25・平30規則16・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第11条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(以下「一般廃棄物収集運搬業の許可」という。)又は同条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新(以下「一般廃棄物収集運搬業の許可の更新」という。)を受けようとする者は、条例第27条の規定により、一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 申請者が個人である場合には、住民票の写し、履歴書、登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)及び所得証明書
- 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書並びに法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び納税証明書
- 市税完納証明書
- 営業規程及び取扱料金表
- 事務所及び事業場並びに車庫の所在地見取図
- 業務計画書(様式第8号)
- 従業員名簿
- 営業車両の写真及び自動車検査証の写し
- 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでの規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 誓約書(様式第9号)
- その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者については、前項各号に掲げる申請書に添付する書類の一部を省略させることができる。

(平6規則38・平13規則13・平15規則59・平16規則91・令3規則13・一部改正)

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第12条 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(以下「一般廃棄物処分業の許可」という。)又は同条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新(以下「一般廃棄物処分業の許可の更新」という。)を受けようとする者は、条例第27条の規定により、一般廃棄物処分業許可(更新)申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し、履歴書、登記事項証明書及び所得証明書
- 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書並びに法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び納税証明書
- 市税完納証明書
- 営業規程及び取扱料金表
- 業務計画書
- 事業概略書
- 環境保全措置計画書
- 従業員名簿
- 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでの規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 誓約書
- 事業の用に供する施設の構造等に関する書類及び法第8条第1項の許可を受けていることを証する書類
- 事業の用に供する土地に係る登記簿の謄本又は賃貸借契約書
- 申請者が個人である場合には、資産に関する調書
- 申請者が法人である場合には、直近3年分の貸借対照表及び損益計算書
- 資金計画書
- その他市長が必要と認める書類

- 前項**の規定にかかわらず、市長は、一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者については、**前項各号**に掲げる申請書に添付する書類の一部を省略させることができる。

（令3規則13・追加）

（一般廃棄物処理業の変更許可申請）

- 第13条 一般廃棄物収集運搬業の許可又は一般廃棄物処分業の許可(以下これらを「一般廃棄物処理業の許可」という。)に係る法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可(以下「変更の許可」という。)を受けようとする者は、**条例第28条**の規定により、一般廃棄物収集運搬業(処分業)変更許可申請書(**様式第11号**)を市長に提出しなければならない。

（平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第12条繰下・一部改正）

（許可の基準）

- 第14条 一般廃棄物処理業の許可若しくは一般廃棄物収集運搬業の許可の更新若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新(以下「許可の更新」という。)又は変更の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

- 法第7条第5項又は第10項に適合していること。
- 申請者が市内に住所又は事業所を有する者であること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 一般廃棄物の適正な処理に関し市長が必要と認める事項に適合していること。

（平13規則13・平15規則59・一部改正、令3規則13・旧第13条繰下・一部改正）

（一般廃棄物の事業の範囲の指定）

- 第15条 市長は、一般廃棄物処理業の許可若しくは許可の更新又は変更の許可をしようとするときは、一般廃棄物のうち収集、運搬又は処分をする一般廃棄物の事業の範囲を次の区分により定めなければならない。

- し尿
- 浄化槽汚泥(浄化槽、建築物に設置されている排水槽(排水にし尿を含むものに限る。)及びディスポーザー排水処理システムの排水処理槽から発生する汚泥をいう。以下同じ。)
- 事業系ごみ
- 特定家庭用機器廃棄物

- 一般廃棄物処理業の許可若しくは許可の更新又は変更の許可を受けた者は、**前項**の規定により定められた区分以外の一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行ってはならない。

（平6規則38・平12規則120・平13規則13・平18規則31・一部改正、令3規則13・旧第14条繰下・一部改正）

（浄化槽清掃業の許可申請）

- 第16条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可(以下「浄化槽清掃業の許可」という。)を受けようとする者は、**条例第29条**の規定により、浄化槽清掃業許可申請書(**様式第12号**)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 申請者が個人である場合には、住民票の写し、履歴書、登記事項証明書及び所得証明書
- 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書並びに法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び納税証明書
- 市税完納証明書
- 営業規程及び取扱料金表
- 事務所及び事業場並びに車庫の所在地見取図
- 申請者(申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその役員を含む。)が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでの規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 申請者が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第1号から第3号までに規定する器具を有している旨を記載した書類
- 申請者が浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有している旨を記載した書類
- 資格者名簿(認定書の写しを添付のこと。)
- 誓約書
- その他市長が必要と認める書類

- 前項**の規定にかかわらず、市長は、浄化槽清掃業の許可を受けている者が当該許可の期間の満了に伴い新たに浄化槽清掃業の許可の申請を行う場合においては、**前項各号**に掲げる申請書に添付する書類の一部を省略させることができる。

（平12規則120・平13規則13・平16規則91・平24規則11・一部改正、令3規則13・旧第15条繰下・一部改正）

（許可の有効期間）

- 第17条 一般廃棄物処理業の許可及び浄化槽清掃業の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の5及び浄化槽法第35条第2項の規定に基づき、その有効期間を2年間とする。

（平13規則13・全改、平24規則11・一部改正、令3規則13・旧第16条繰下）

（許可証）

- 第18条 市長は、一般廃棄物処理業の許可若しくは許可の更新若しくは変更の許可又は浄化槽清掃業の許可を行ったときは、許可証(**様式第13号**。以下「許可証」という。)を交付する。

- 許可証を紛失し、又は毀損したため許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(**様式第14号**)を市長に提出しなければならない。

（平13規則13・平30規則16・一部改正、令3規則13・旧第17条繰下）

（変更の届出）

- 第19条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、法第7条の2第3項の規定により、当該変更の日から10日以内に許可申請事項変更届(**様式第15号**)を市長に提出しなければならない。

- 浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、**第16条第1項**の申請書及び添付書類の内容に変更があったときは、浄化槽法第37条の規定により、当該変更の日から30日以内に許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

（平13規則13・全改、令3規則13・旧第18条繰下・一部改正）

（業務の廃止等）

- 第20条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、法第7条の2第3項の規定により、当該廃止の日から10日以内に業務廃止届(**様式第16号**)を市長に提出しなければならない。

- 浄化槽清掃業者が浄化槽法第38条各号のいずれかに該当することとなった場合においては、同条各号に掲げる者は、同条の規定により、30日以内に業務廃止届を市長に提出しなければならない。

（平13規則13・全改、令3規則13・旧第19条繰下・一部改正）

（車両の表示）

- 第21条 市長は、一般廃棄物処理業者のうち一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者及び浄化槽清掃業者に対し、当該業の用に供する車両に「大分市一般廃棄物収集運搬業許可業者」又は「大分市浄化槽清掃業許可業者」の表示をすることを求めるものとする。

（平13規則13・追加、令3規則13・旧第20条繰下）

（許可証の返還）

- 第22条 市長は、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対し、当該一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者が**次の各号**のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を返還することを求めるものとする。

- 許可の有効期間が満了したとき。
- 許可を取り消されたとき。
- 業務を廃止したとき。

（平13規則13・旧第20条繰下・一部改正、令3規則13・旧第21条繰下）

（汚泥搬入予定の届出）

- 第23条 市長は、一般廃棄物処理業者(**第15条第1項第2号**の浄化槽汚泥の収集及び運搬の指定を受けた者に限る。)に対し、当該一般廃棄物処理業者が浄化槽の清掃作業に伴い引き出した汚泥を市の処理施設に搬入しようとするときは、当該作業を行う月の汚泥搬入予定数量を前月の末日までに報告することを求めるものとする。

- 市長は、**前項**の規定による届出を行った者に対し、当該届出の内容に変更があったときは、直ちに届け出ることを求めるものとする。

（平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第22条繰下・一部改正）

（実績報告）

- 第24条 市長は、一般廃棄物処理業者に対し、市長が別に定めるところにより、業務の実績を報告することを求めるものとする。

- 市長は、浄化槽清掃業者に対し、浄化槽の清掃に係る毎月の実績を当該浄化槽の清掃を行った月の翌月の15日までに、浄化槽清掃報告書(**様式第17号**)により報告することを求めるものとする。

（平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第23条繰下）

（清掃指導員）

- 第25条 **条例第31条**に規定する清掃指導員は、市職員のうちから、市長が任命する。

- 前項**の清掃指導員は、その身分を示す証票として清掃指導員証(**様式第18号**)を携帯し、必要があるときは関係人にこれを提示するものとする。

（平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第24条繰下）

（委任）

- 第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（令3規則13・旧第25条繰下）

附 則

- この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現に改正前の大分市廃棄物の処理及び清掃に関する**条例**施行規則(以下「旧規則」という。)第12条又は第16条の規定によりなされている許可に係る申請は、**この規則第11条**又は**第15条**の規定によりなされている許可に係る申請とみなす。
- 前項**に規定するもののほか、この規則の施行前に旧規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- この規則の施行の際、旧規則の**様式**による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成6年規則第38号)

- この規則は、平成6年12月1日から施行する。

- 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第11条、第14条及び様式第9号の規定は、平成7年4月1日以降の一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新について適用する。

附 則(平成9年規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第35号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第120号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項第7号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年規則第13号)

（施行期日）

- この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行の際改正前の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則様式第1号、様式第6号から様式第8号まで、様式第10号から様式第12号まで、様式第14号、様式第16号、様式第18号及び様式第19号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成14年規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第59号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第91号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第57号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第31号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第6号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第25号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第10条第3項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に満3歳となる乳幼児を養育する者に対する一般廃棄物処理手数料の減免について適用する。

附 則(令和3年規則第13号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

(平13規則13・一部改正)

様式第1号(第3条関係)

廃棄物管理責任者選任届

年 月 日

大分市長 殿

住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代
表者氏名)
電 話

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条第2項の規定により、ごみ減量
推進事業所の廃棄物管理責任者を選任したので届け出ます。

事業所の所在地		
廃 棄 物 管 理 責 任 者	新任者	職 名 等
		氏 名
		住 所
		電 話
		選任年月日
前任者	職 名 等	
	氏 名	
	住 所	
	電 話	
備考		

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

様式第2号(第4条関係)

廃棄物の減量に関する計画書

事業所の概要	年度区分	前年度実績(年月～年月)				当年度計画(年月～年月)			
		廃棄物 発生量 トン/年 (A)	再利 用・ 資源回 収率 (B)	再利 用・ 資源回 収率 (B/A)	再利 用・ 資源回 収率 (B/A)	廃棄物 発生量 トン/年 (A)	再利 用・ 資源回 収率 (B)	再利 用・ 資源回 収率 (B/A)	再利 用・ 資源回 収率 (B/A)
氏 名 (法人の場合 は名称及び 代表者氏名)	種類								
	1 新聞紙								
	2 雑 誌								
	3 役所一 ル								
用途・規模	事務所 ㌔所 ㎡								
	店舗 ㌔所 ㎡								
	工場 ㌔所 ㎡								
	その他 ㌔所 ㎡								
上記の住所 以外に存す る事務所店 舗等の名称	延べ面積計								
	4 その他 の紙								
	5								
	6								
	7								
	8								
	従業員数	人							
	年間訪問者数	人							
廃棄物管理責任者の職名・氏名	計								
今年度廃棄物処理業者選定 廃棄物の種類 処理業者名		前年度実績自己評価	現在の再利利用の具体的方法	今後再利利用可能な品目及びその方法					

[様式第3号\(第5条関係\)](#)

(平24規則11・旧様式第4号繰上)

様式第3号(第5条関係)

(表面)

一般廃棄物の臨時収集に関する届出書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名

電 話

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第20条の規定により、一般廃棄物の臨時収集を受けたいので、次のとおり届け出ます。

区 分	数 量	1台又は1体当たり手数料	収集手数料	廃棄物名
一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物 (軽貨物自動車相当量)	台	円	円	
犬、ねこ等の死 体	体	円	円	

1 収集予定の日時 年 月 日(曜日 時頃)

2 臨時収集を必要とする理由

(裏面)

収集場所の位置図(詳しく書いてください。)

様式第4号(第5条関係)

(平24規則11・旧様式第5号繰上)

様式第4号(第5条関係)

(表面)

し尿の収集に関する届出書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代
表者氏名)

電 話

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第20条の規定により、し尿の収集に関し、次のとおり届け出ます。

区 分	事 項												
1 新 規	<table border="1"> <tr> <td>・一般世帯 (該当する項目を○で囲んでください。)</td> <td>世帯主氏名</td> <td>世帯人員</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用の区分</td> <td colspan="2"> ・専用トイレ ・共同トイレ </td> </tr> <tr> <td></td> <td>便槽の種類</td> <td colspan="2"> ・便つぼ(水を使用しないトイレ) ・無臭、簡易水洗等 </td> </tr> </table>	・一般世帯 (該当する項目を○で囲んでください。)	世帯主氏名	世帯人員	人		使用の区分	・専用トイレ ・共同トイレ			便槽の種類	・便つぼ(水を使用しないトイレ) ・無臭、簡易水洗等	
	・一般世帯 (該当する項目を○で囲んでください。)	世帯主氏名	世帯人員	人									
		使用の区分	・専用トイレ ・共同トイレ										
	便槽の種類	・便つぼ(水を使用しないトイレ) ・無臭、簡易水洗等											
・事業所、仮設トイレ等	トイレの設置場所 大分市 手数料請求先 事業所等の所在地 事業所名及び代表者名												
2 変 更	<table border="1"> <tr> <td>人 員</td> <td>旧</td> <td>人</td> <td>新</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>世 帯 主</td> <td>旧</td> <td>新</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	人 員	旧	人	新	人	世 帯 主	旧	新				
	人 員	旧	人	新	人								
世 帯 主	旧	新											
3 取 消 し	理 由 <table border="1"> <tr> <td> ・市内転居 ・市外転出 ・公共下水道 ・浄化槽 ・その他() 最終処理希望月日 年 月 日 </td> </tr> </table>	・市内転居 ・市外転出 ・公共下水道 ・浄化槽 ・その他() 最終処理希望月日 年 月 日											
	・市内転居 ・市外転出 ・公共下水道 ・浄化槽 ・その他() 最終処理希望月日 年 月 日												
転 居(出) 先 住 所													

(裏面)

収集場所の位置図(詳しく書いてください。)

様式第5号(第5条の5関係)

(平24規則11・追加、平24規則52・平28規則32・一部改正)

収集・運搬禁止命令書

殿

大分市長

印

あなたは、下記のとおり大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の2第1項の規定に違反したので、同条第2項の規定により、家庭廃棄物の一時的集積場所に排出された同条例施行規則第5条の3に定めるものを収集し、又は運搬する行為の禁止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、条例第33条の規定により、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

1 日 時	年 月 日		時 分 頃
2 場 所	大分市		
3 違反行為	<input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 瓶 <input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> プラスチック製の容器及び包装 <input type="checkbox"/> 新聞紙、ちらしその他紙類 <input type="checkbox"/> 布類 <input type="checkbox"/> 小型電気電子機器 <input type="checkbox"/> 金属類	<input type="checkbox"/> 運搬 <input type="checkbox"/> 収集	<input type="checkbox"/> 上記場所から <input type="checkbox"/> 収集した。
4 車両番号等			

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、大分市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があった日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第10条関係)

(平13規則13・令3規則13・一部改正)

様式第6号(第10条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称及び代
表者氏名〕

電 話

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第26条の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので申請します。

一般廃棄物の種類		
減額・免除の別	1 減 額()割	2 免 除
期 間		
減免申請の理由		
証明・その他の欄		

様式第7号(第11条関係)

(令3規則13・全改)

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項(第2項)の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可(許可の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲	
種類	
分類	
積替え保管	
主たる事務所以外の 事務所及び事業場の 所在地	事務所
	事業場

業務計画書

1 収集器材

収集器材名	車台登録番号	年式	最大積載量	所有者の氏名又は名称	使用者の氏名又は名称	1日の処理計画量(t)

2 車庫、器材置場及び洗車場

	所在地	所有者の氏名又は名称	面積(m ²)
車庫			
器材置場			
洗車場			

3 収集運搬計画量

排出事業者	所在地	業種	取り扱う廃棄物の種類	収集運搬回数(回/週)	年間収集運搬計画量(t)

全ての契約者の名前、所在地、業種、取り扱う廃棄物の種類、一週間の収集運搬回数及び年間収集運搬量を、予定で記入してください。

誓 約 書

私は、大分市から一般廃棄物収集運搬(処分)業者として許可された場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例その他関係法令を遵守するとともに、市の行政指導に従って市民の要望に応えサービスの向上に努力することを誓約いたします。

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

誓 約 書

私は、大分市から浄化槽清掃業者として許可された場合には、浄化槽法、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例その他関係法令を遵守するとともに、市の行政指導に従って市民の要望に応えサービスの向上に努力することを誓約いたします。

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

(表面)

様式第10号(第12条関係)

一般廃棄物処分業許可(更新)申請書

年 月 日

大分市長 殿

住所
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項(第7項)の規定により、一般廃棄物処分業の許可(許可の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲	
一般廃棄物の種類	
主たる事務所以外の事務所及び事業場の所在地	事務所
	事業場
処分の方法	

(裏面)

事業の用に供する施設及び器材の種類及び数量	
事業の用に供する処理施設の設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量)	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
処分(最終処分を除く。)後の一般廃棄物の処理方法	

[様式第11号\(第13条関係\)](#)

(平13規則13・令3規則13・一部改正)

様式第11号(第13条関係)

(表面)

一般廃棄物収集運搬業(処分業)変更許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住所
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業(処分業)の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業、処分業の区分	
変更の内容	
変更理由	

(裏面)

変更に係る事業の用に供する施設及び器材の種類及び数量	
変更に係る事業の用に供する施設の設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
変更予定年月日	
添付書類	

[様式第12号\(第16条関係\)](#)

(平13規則13・令3規則13・一部改正)

様式第12号(第16条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所
氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕
電 話

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

主たる事務所以外の 事務所の所在地	
事業の用に供する 施設の概要	

様式第13号(その1)(第18条関係)

(平15規則59・令3規則13・一部改正)

様式第13号(その1) (第18条関係)

大分市指令第 号

許 可 証

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

年 月 日

大分市長 印

許可期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

1 事業の範囲

2 種類

3 分類

4 積替え保管

5 許可の条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例その他関係法令を遵守すること。
(2) 廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した車両以外は使用しないこと。

様式第13号(その2)(第18条関係)

(平15規則59・令3規則13・一部改正)

様式第13号(その2) (第18条関係)

大分市指令第 号

許 可 証

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の
処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により次のとおり許可する。

年 月 日

大分市長 印

許可期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

- 1 事業の範囲
- 2 種類
- 3 処分の方法
- 4 処理施設の設備場所及び処理能力
- 5 許可の条件 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大分市廃棄物の減量及び適正
処理に関する条例その他関係法令を遵守すること。

[様式第13号\(その3\)\(第18条関係\)](#)
(平15規則59・令3規則13・一部改正)

様式第13号(その3) (第18条関係)

大分市指令第 号

許 可 証

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35
条の規定により次のとおり許可する。

年 月 日

大分市長 印

許可期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

- 許可の条件 浄化槽法、大分市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例その他関係
法令を遵守すること。

[様式第14号\(第18条関係\)](#)
(平13規則13・平30規則16・令3規則13・一部改正)

様式第14号(第18条関係)

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

大分市長 殿

住 所
氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

大分市 許可証につき、次の事由により再交付下さるよう申請します。

記

再交付を必要とする事由

(備考)毀損、汚損の許可証は、別添のとおり返納いたします。

[様式第15号\(第19条関係\)](#)

(平13規則13・旧様式第16号繰上・一部改正、令3規則13・一部改正)

様式第15号(第19条関係)

許 可 申 請 事 項 変 更 届

年 月 日

大分市長 殿

住 所
氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項(浄化槽法第37条)の規定により、次のとおり届け出ます。

記

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
事 由			
変 更 年 月 日			

[様式第16号\(第20条関係\)](#)

(平13規則13・追加、令3規則13・一部改正)

様式第16号(第20条関係)

業 務 廃 止 届

年 月 日

大分市長 殿

住 所
氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項(浄化槽法第38条)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 許可の種類
- 2 廃止する業務
- 3 廃止する理由
- 4 廃止年月日 年 月 日

様式第17号(第24条関係)

(平13規則13・旧様式第18号繰上・一部改正、令3規則13・一部改正)

様式第17号(第24条関係)

年 月 日

大分市長 殿

浄化槽清掃業者名

浄 化 槽 清 掃 報 告 書

自 年 月 日 至 年 月 日 の間下記のとおり清掃しましたので報告します。

清掃月日	設置場所	氏名 並びに 名称	単 独 処 理		合 併 処 理		備 考	
			腐 敗 型 入槽の容量	ば っ 気 型 引出量	入槽の容量	引出量		
計								

様式第18号(第25条関係)

(平13規則13・旧様式第19号繰上・一部改正、令3規則13・一部改正)

清 掃 指 導 員 証			
所 属			
職	氏名		
		年 月 日	生
上記の者は、大分市清掃指導員であることを証明する。			
年 月 日			
	大分市長		印